平成２４年（フ）第１１３号
大阪府貝塚市三ツ松2722番地20棟103号、前住所新潟県刈羽郡刈羽村大字割町新田833番地５
破産者　若林　　明
１　決定年月日　平成24年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第１１７号
大阪府貝塚市森689番地９
破産者　米谷　善孝
１　決定年月日　平成24年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第４７３号
大阪府泉大津市助松団地３番33―306号
破産者　山本　富成
１　決定年月日　平成24年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第４８９号
大阪府泉南市新家3365番地の258
破産者　さかた鍼灸整骨院こと坂田鍼灸マッサージ師こと　坂田　実夫
１　決定年月日　平成24年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１４３２号
神戸市須磨区清水台１番地の９アルテピアⅢ番街１―509号、従前の住所神戸市須磨区妙法寺字アチラ向1258番地
破産者　久一　武志
１　決定年月日　平成24年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４３２号
神戸市東灘区青木２丁目４番８号　田原方
破産者　濱田　和幸
１　決定年月日　平成24年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８３４号
兵庫県三田市学園３丁目２番地Ｉ棟210号
破産者　山本　忠之
１　決定年月日　平成24年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５１６号
大阪市城東区今福西２丁目13番16―803号、申立時の住所兵庫県姫路市大津区真砂町47番地１　Ａ・ＢＬＤ３Ｆ
破産者　長谷川　旭
１　決定年月日　平成24年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第３１４号
広島市中区流川町８番９―502号
破産者　濱原　文雄
１　決定年月日　平成24年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４３９号
広島市南区皆実町３丁目４番12号
破産者　濱田　正之
１　決定年月日　平成24年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６１２号
広島市西区西観音町１番22―501号
破産者　田中　惠子
１　決定年月日　平成24年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７０２号
広島市南区皆実町３丁目10番８号
破産者　内藤聰一郎
１　決定年月日　平成24年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８７２号
広島市中区羽衣町16番41―502号
破産者　難波　公人
１　決定年月日　平成24年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０５３号
横浜市瀬谷区相沢７丁目８番地５　コーポ山口202
破産者　岡村　　平
１　決定年月日　平成24年12月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１４４号
静岡県沼津市北高島町13番17号　レアールパレスＫ103、破産手続開始決定時の住所静岡県沼津市沼北町２丁目７番４号
破産者　田中　桂子（旧姓中妻）
１　決定年月日　平成24年12月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第２４４号
静岡県沼津市高島町18番12号　パスコグランドマンション沼津507号、住民票上の住所静岡県沼津市日の出町２番11号　コーポラス三枚橋Ｓ・１号101
破産者　望月　兵治
１　決定年月日　平成24年12月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第４１９号
静岡県浜松市中区富塚町918番地の４
破産者　石川　和幸
１　決定年月日　平成24年12月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第２００号
大阪府和泉市鶴山台２―10　50棟506号、開始決定時の住所大阪府高石市西取石５―３―22　ヴィブレ大歳Ｂ棟202
破産者　平井　伸治
１　決定年月日　平成24年12月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１０５４号
京都市南区上鳥羽大物町31番地　マチエール大宮201号
破産者　松井　信之
１　決定年月日　平成24年12月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係